

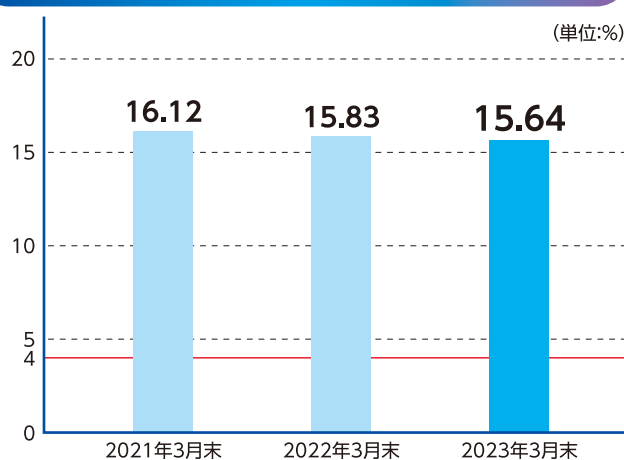
金融機関の健全性をはかる自己資本比率は国内基準を大きくクリアしています。

激しい金融環境の変化にも耐え抜き、お客さまの多様なニーズにお応えするためにも強固な経営基盤の構築が必要です。そのため、「とみしん」では着実に自己資本の充実強化を図っており、2023年3月末では270億12百万円（一般貸倒引当金124百万円を含みます）に達しております。

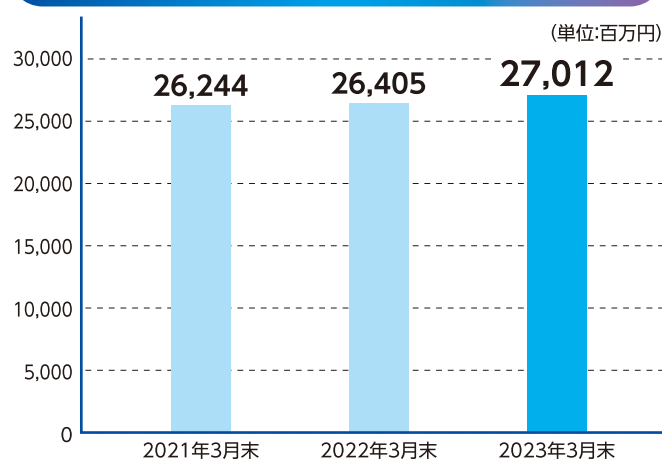
自己資本の充実度を示すのが自己資本比率であり、経営の健全性をはかる重要な指標のひとつとなっています。

「とみしん」は、国内基準が適用され、4%以上が健全であることの指標となりますが、2023年3月末における自己資本比率は15.64%と、基準となる4%を大きく上回っております。創業以来120余年に亘り、コツコツと積み上げてきた努力の結果ですが、引き続き経営の健全化・効率化を推し進め、自己資本の充実を図ってまいります。

自己資本比率の推移

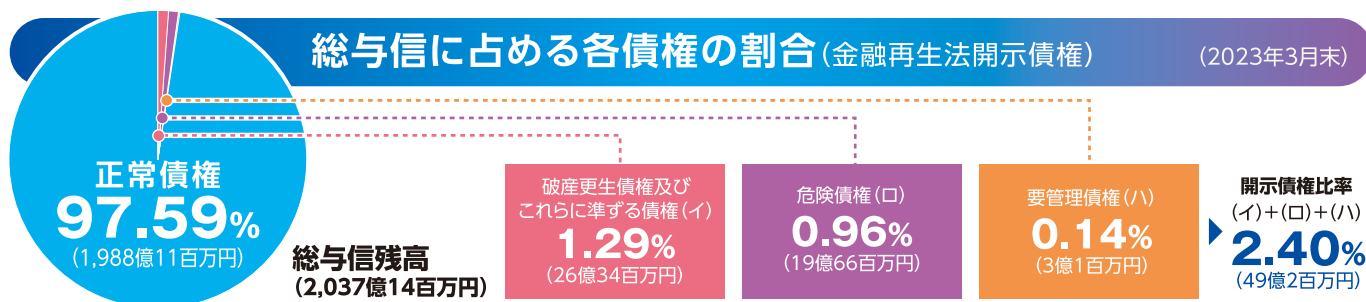


自己資本額の推移



健全経営に徹するとともに、万全の準備と対策を講じています。

「とみしん」では、貸出資産等の健全性を維持するため、厳格な審査体制をとっており、職員の貸出審査能力の向上にも努めております。また、自己査定に基づき損失処理が必要とされる金額については全額償却・引当を行っております。



金融再生法開示債権に係る保全状況

(2023年3月末)

金融再生法開示債権	(A)	4,902
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(イ)		2,634
危険債権(ロ)		1,966
要管理債権(ハ)		301
保全額	(B)	4,511
貸倒引当金(注)		1,911
担保・保証等		2,599
保全率	(B) / (A)	92.01%

(単位:百万円)

(注) 貸倒引当金は、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

※金融再生法開示債権の総額(A)は49億2百万円となっておりますが、保全額(B)による保全率は92.01%となっており、また、270億円を超える自己資本額がありますので、対応は充分なされております。

リスク管理の体制

金融自由化・国際化・規制緩和が急速に進展する中、当金庫が抱えるリスクもまた複雑化・多様化しています。今後とも信頼される金融機関として地域貢献を果たすためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があり、当金庫においては、リスク管理態勢の強化を重点課題として位置付け、各種リスクを正確に把握し適切にコントロールする管理体制の強化に努めています。

統合的リスク管理態勢

当金庫においては、各種リスクを「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」に分類し各管理部署による個別管理に加え、一元的に把握・分析し適切に管理・運営する「リスク管理委員会」を設置しております。

統合的リスク管理態勢の構築に向けては、金庫の健全性・業務の適切性の更なる確保のため、経営陣自らが関与し、計画(プラン)⇒実行(ドゥ)⇒評価(チェック)⇒改善(アクション)のいわゆるPDCAサイクルのプロセスを金庫経営の中で実行し、リスク管理の高度化に向け課題を常に認識し、それらの課題を着実に改善する具体的取り組みを実践いたします。

信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸出金の元金・利息が回収・徴収不能になるリスクのことであり、資産の健全性向上および不良債権の発生防止のため重要となるのが信用リスク管理です。

当金庫では、貸出資産の健全性を常に維持するため、審査部門と営業推進部門を分離するとともに、1先当たり・特定グループ・特定業種に対する与信限度を定め、リスクの分散に努めております。また、審査部でのトレーニーの実施、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、復講等により、貸出審査能力の向上と取引先支援機能の強化を図っております。加えて、信用リスクの計量化・貸出資産の評価・貸出債権保全のため、融資統合システムを導入し、審査・管理手法の高度化に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランス取引を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなります。

①金利リスク ②価格変動リスク ③為替リスク

当金庫では、資金の調達・運用の適正化と収益の安定化を図る為の協議の場としてALM委員会を設置し方針等を策定のうえ、運営を行っております。また、定期的にリスクをモニタリングし、報告されるリスク・収益等の状況に基づき審議を行い対処することで、金庫全体として抱えるリスクが過大とならないようコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当金庫では、運用・調達の状況や資金調達余力を常時把握し、流動性リスクには万全を期しております。また、支払準備資産を信金中金へ預け入れるとともに、信金中金が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制も整っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、上記「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」以外の、業務の過程・役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうる危険をいいます。

当金庫では、自己資本比率規制の枠組みにオペレーショナル・リスクが加えられた事等を踏まえ、計量化手法の研究や管理の高度化に努めております。また、当金庫では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」「システムリスク」等に分類し管理しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、また、事故・不正等を起こすことにより金融機関が被るリスクです。当金庫では、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務管理の厳正化、事務水準の引上げ、事務の統一化を図り、事故・不正等の撲滅に向け組織を挙げてこれに取り組んでおります。

営業店の事務水準の向上を図るため、各種事務取扱規定・要領等を定めるとともに、事務部においては集合研修を随時開催し、質問・不備事例等をフィードバックしての個別・全体指導等により、正確かつ効率的な事務管理が行われるよう指導しております。また、監査部においては抜き打ち監査を年1回以上を目処に実施することとしており、法令・規定等の遵守状況等につき厳格な臨店監査を実施しております。さらに、営業店においても店内監査制度を設けており、厳格な管理体制の構築と不正および事故発生防止に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動・システムの不備・不正利用・災害等により金融機関が損失を被るリスクです。

当金庫は、主要業務(預金・融資・為替)の委託先である一般社団法人しんきん共同センターと連携し、障害や災害対策さらには不正防止等に取り組むとともに、セキュリティポリシー・個人情報保護方針等を確立して、各種安全対策に努めております。



地域の皆さまから高く評価されるよう 態勢の強化を図っております。

法令等遵守の態勢(コンプライアンス態勢)

信用金庫にとって、社会的信頼を維持するには、法令等遵守の態勢(コンプライアンス態勢)の確立が必須条件と言えます。

コンプライアンスとは、法令はじめ金庫内諸規程、さらには確立された社会規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することです。

私ども信用金庫は、相互扶助の理念に基づき、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や住民の方々に質の高い金融サービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に貢献することを社会的使命としています。

当金庫がその社会的使命を果たし、会員や利用者の多様なニーズに応えるきめ細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくためには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感を持って行動しなければなりません。

経営陣においては法令等遵守に基づく経営理念による適正な業務運営を第一とし、その積極的取り組みにより金庫の発展に努める責任を負っています。一方、職員においてもコンプライアンス精神の礎のもと日常の業務活動を行い、金庫が社会的使命を果たす一翼を担っていることを深く意識して、責任と誇りを持って業務に当たらなければなりません。

こうした役職員一体の意識と行動が、信用金庫の社会的評価と地域社会における存在価値を高めていくこととなります。常に自らの行動が、信用金庫の理念や社会的使命に基づいた職員の行動規範に照らして妥当なものか、また、一信用金庫人としてどうあるべきかを確認していかなければなりません。

当金庫においては、これらを実践するため「コンプライアンスに係る基本方針」のもと、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・カード」の全従業員所持等有効活用を図りつつ、毎年度「コンプライアンス実施計画」を策定・実行し、「地域からの信頼の確保」「誠実かつ公正な業務運営」「反社会的勢力の排除」等に努め、地域から高く評価されるよう態勢の強化を図っております。

また、態勢の強化策として、各本店に配置しているコンプライアンス担当責任者の役割と責任に係る自覚の向上を図るとともに、コンプライアンス・マインドの更なる向上策を実施しています。他方、職員からの相談・報告や、お客さまからの苦情・要望等申し出事項の管理・対応改善等顧客サポート態勢についても充実を図っております。

業務の適正を確保するための体制

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会において以下の通り「内部管理基本方針」を決議、制定し、適宜見直ししております。本方針に基づいて内部統制システム(内部管理態勢)の整備を継続的に進めるとともに、その実効性の確保に努めております。

1. 当金庫の理事及び職員ならびに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保ならびに監事の職務を補助すべき職員からの独立性に関する事項
7. 当金庫の理事及び職員ならびに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制
8. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制

マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

当金庫は、マネー・ローndリング等の犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、かつ、「マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に係る管理方針」のもと、実効的なマネー・ローndリング等の防止対策の徹底に取り組んでおります。

具体的には、マネー・ローndリング等の防止対策のための組織体制・手続き・計画等のリスク管理態勢については継続的に見直しを行うとともに、適切なリスク特定・評価及びリスク低減措置、取引時確認、疑わしい取引の届出及び資産凍結等の措置を講じるなど、金融犯罪の防止に努めております。

金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または「ご意見・ご要望受付窓口(コンプライアンス統括部)」で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

富山信用金庫「ご意見・ご要望受付窓口(コンプライアンス統括部)」

〒930-0051 富山市室町通り一丁目1番32号

TEL:0120-964-522

受付時間:当金庫営業日 9:00~17:00

受付媒体:電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、また、お客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記「ご意見・ご要望受付窓口(コンプライアンス統括部)」にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL:03-3517-5825

受付日時:月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)9:00~17:00

受付媒体:電話、手紙、面談

富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会または、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、「ご意見・ご要望受付窓口(コンプライアンス統括部)」または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

富山県弁護士会 紛争解決センター

〒930-0076 富山市長柄町3-4-1

TEL:076-421-4811

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)10:00~16:00

金沢弁護士会 紛争解決センター

〒920-0937 金沢市丸の内7番36号

TEL:076-221-0242

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)10:00~17:00

福井弁護士会 紛争解決センター

〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階

TEL:0776-23-5255

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)9:00~17:00

東京弁護士会 紛争解決センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL:03-3581-0031

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)9:30~12:00、13:00~16:00

第一東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL:03-3595-8588

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)10:00~12:00、13:00~16:00

第二東京弁護士会 仲裁センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL:03-3581-2249

受付日時:月~金(祝日、年末年始除く)9:30~12:00、13:00~17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。その際には、東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管する方法(移管調停)により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括部にお尋ねください。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 <例> 顔・静脈・声紋・指紋認証データ等
- 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例> 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

- お客さまの個人情報、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2)個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用いたしません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A.個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的(業務内容)

- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- ②公共債・投資信託販売、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B.個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑤預金口座付番に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページでもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申し出があった場合は、該当目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引店までお申し出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、お取引店にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行なっています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカードの発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提携先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店までご連絡下さい。